資料5　熊谷市の環境に関連する条例

熊谷市の環境に関連する主な条例一覧

◆環境保全に関する条例

名称	制定年月日	例規種別・番号
熊谷市環境基本条例	平成 17 年 10 月 1 日	条例第 175 号
熊谷市ダイオキシン類排出抑制条例	平成 17 年 10 月 1 日	条例第 177 号
熊谷市ホタルの保護に関する条例	平成 18 年 12 月 27 日	条例第 180 号
熊谷市土砂等のたい積の規制に関する条例	平成 19 年 3 月 23 日	条例第 10 号
熊谷市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例	令和 4 年 12 月 21 日	条例第 36 号

◆環境衛生に関する条例

名称	制定年月日	例規種別・番号
熊谷市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例	平成 17 年 10 月 1 日	条例第 165 号
熊谷市廃棄物焼却施設の設置等に係る紛争の予防及び調整に関する条例	平成 17 年 10 月 1 日	条例第 166 号
熊谷市立第一水光園の設置及び管理に関する条例	平成 17 年 10 月 1 日	条例第 168 号
熊谷市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	平成 17 年 10 月 1 日	条例第 170 号
熊谷市立荒川南部環境センターの設置及び管理に関する条例	平成 18 年 12 月 27 日	条例第 178 号
熊谷市不燃物分別受入施設設置条例	平成 17 年 10 月 1 日	条例第 172 号
熊谷市あき地の環境保全に関する条例	平成 17 年 10 月 1 日	条例第 173 号
熊谷市路上等の喫煙及び吸い殻の散乱の防止に関する条例	平成 18 年 6 月 27 日	条例第 56 号

○熊谷市環境基本条例

平成 17 年 10 月 1 日
条例第 175 号

目次

第 1 章　総則(第 1 条―第 7 条)
第 2 章　環境の保全及び創造に関する基本的施策等
　第 1 節　環境基本計画(第 8 条)
　第 2 節　市が講ずる環境の保全及び創造のための施策等(第 9 条―第 19 条)
　第 3 節　地球環境の保全及び国際協力(第 20 条)
第 3 章　環境の保全及び創造のための推進体制(第 21 条―第 23 条)
第 4 章　環境審議会(第 24 条)
附則

第 1 章　総則

(目的)

第 1 条　この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条　この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2　この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第 3 条　環境の保全及び創造は、現在及び将来の市民が潤いと安らぎに満ちた恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、人類の存続基盤である環境が将来にわたって維持されるように適切に推進されなければならない。

2　環境の保全及び創造は、全ての者が環境への負荷を低減することその他の行動を自主的かつ積極的に行うことによって、自然の物質循環を損なうことなく持続的に発展することができる社会が構築されるように推進されなければならない。

3　環境の保全及び創造は、地域の環境が地球全体の環境と深くかかわっていることにかんがみ、全ての者が地球環境の保全を自らの課題として認識し、並びにあらゆる事業活動及び日常生活において推進されなければならない。

(市の責務)

第４条　市は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第５条　事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うにあたっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2　事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うにあたっては、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる事項に努めなければならない。

(1)　事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずること。

(2)　事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資すること。

(3)　再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用すること。

3　前２項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第６条　市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造についての関心と理解を深めるように努めなければならない。

2　市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止し、及び快適な生活環境を損なわないようにするため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

3　前２項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(報告書の作成)

第７条　市長は、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策に関する報告書を作成するとともに、これを公表するものとする。

第２章　環境の保全及び創造に関する基本的施策等

第１節　環境基本計画

第８条　市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を策定するものとする。

２　環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1)　環境の保全及び創造に関する長期的な目標及び総合的な施策の大綱

(2)　前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

３　市長は、環境基本計画を策定するにあたっては、あらかじめ市民の意見を聴いた上、熊谷市環境審議会の意見を聴かなければならない。

４　市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

５　前２項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第２節　市が講ずる環境の保全及び創造のための施策等

(施策の策定等にあたっての配慮)

第９条　市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するにあたっては、環境への配慮に努めるものとする。

(規制の措置)

第10条　市は、環境の保全上の支障を防止するため、その所掌する事務に関し、必要な規制の措置を講ずるように努めるものとする。

(助成の措置)

第11条　市は、環境の保全及び創造のための適切な措置をとることを助長するため、必要かつ適正な助成を行うために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(環境の保全及び創造に資する事業等の推進)

第12条　市は、下水道、廃棄物の処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する施設の整備を推進するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

２　市は、多様な野生生物の生息空間の確保、適正な水循環の形成その他の環境の保全及び創造に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

３　市は、公園、緑地等の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)

第13条　市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務、エネルギー等の利用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全及び創造に関する教育、学習等)

第 14 条　市は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに環境の保全及び創造に関する広報活動の充実により事業者及び市民が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともにこれらの者の環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

2　市は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興に必要な指導者その他の人材を育成し、確保し、及び活用するために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(民間団体等の自発的な環境保全活動の促進)

第 15 条　市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(情報の提供)

第 16 条　市は、第 14 条の環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに前条の民間団体等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(市民の意見の反映)

第 17 条　市は、環境の保全及び創造に関する施策に、市民の意見を反映することができるように、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(調査の実施)

第 18 条　市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

(監視及び測定)

第 19 条　市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視及び測定の実施に必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第 3 節　地球環境の保全及び国際協力

第 20 条　市は、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境の保全に資する施策を推進するものとする。

2　市は、国、県及び関係機関と連携して、情報の提供等により、地球環境の保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第 3 章　環境の保全及び創造のための推進体制

(総合調整のための体制の整備)

第 21 条　市は、環境の保全及び創造に関する施策について総合的に調整し、及び推進するために必要な内部組織の体制を整備するものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第 22 条　市は、広域的な取組が必要とされる環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施にあたっては、国及び他の地方公共団体と協力して推進するものとする。

(民間団体等との連携)

第 23 条　市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、民間団体等と連携して取り組むための体制の整備に必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第４章　環境審議会

(環境審議会)

第 24 条　環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 44 条の規定に基づき、熊谷市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2　審議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査審議する。

(1)　環境基本計画に関すること。

(2)　前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項

3　審議会は、委員 25 人以内で組織する。

4　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1)　学識経験を有する者

(2)　市議会議員

(3)　市民及び市内の関係団体代表者

(4)　関係行政機関の職員

(5)　前４号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

5　委員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

6　委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7　前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附　則

この条例は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

○熊谷市ダイオキシン類排出抑制条例

平成 17 年 10 月 1 日
条例第 177 号

(目的)

第 1 条　この条例は、ダイオキシン類の排出抑制が、本市の直面する緊急課題であり、公益性の高いものであることにかんがみ、市、事業者及び市民が一体となって、ダイオキシン類に関する施策の充実を図るため、ダイオキシン類対策特別措置法(平成 11 年法律第 105 号。以下「法」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定め、もって市民の健康を保護するとともに良好な市民生活の実現に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　ダイオキシン類　法第 2 条第 1 項のダイオキシン類をいう。

(2)　大気排出基準　法第 8 条第 2 項の大気排出基準をいう。

(3)　大気基準適用施設　法第 10 条第 1 項の大気基準適用施設をいう。

(市の責務)

第 3 条　市は、この条例の目的を達成するため、次のことに努めなければならない。

(1)　大気の汚染又は悪臭の発生により生活環境を損なうような焼却を行わないこと。

(2)　ダイオキシン類濃度を把握するための調査を実施すること。

(3)　事業者及び市民に対して、ダイオキシン類の排出抑制に関する啓発事業を実施すること。

(4)　前 3 号に掲げるもののほか、市の環境基本計画に掲げる諸施策を実施するとともに、関係機関と協力及び連携を積極的に行うこと。

(事業者の責務)

第 4 条　事業者は、この条例の目的を達成するため、次のことに努めなければならない。

(1)　大気の汚染又は悪臭の発生により生活環境を損なうような焼却を行わないこと。

(2)　焼却炉を使用する場合においては、ダイオキシン類の排出を抑制するよう十分に注意を払うこと。

(3)　原材料にあっては効率的に利用し、製品にあってはなるべく長期間使用すること等により、廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)第 2 条第 1 項の廃棄物をいう。)となることをできるだけ抑制すること。

(4)　市が実施するダイオキシン類の排出抑制のための施策に積極的に協力すること。

(市民の責務)

第５条　市民は、この条例の目的を達成するため、次のことに努めるものとする。

(1)　大気の汚染又は悪臭の発生により生活環境を損なうような焼却を行わないこと。

(2)　日常生活に伴って生じたごみ等のうち有用なものについては、分別して回収されることに協力すること。

(3)　市が実施するダイオキシン類の排出抑制のための施策に積極的に協力すること。

(設置者の報告義務)

第６条　大気基準適用施設を設置している者は、法第 28 条第１項の測定を行ったときは、規則で定める期間内に当該測定結果を市長に報告しなければならない。

(報告の徴収及び立入検査)

第７条　市長は、この条例の施行に必要な限度において、大気基準適用施設を設置している者に対し、当該施設の状況その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に、当該施設を設置する工場又は事業場に立ち入り、当該施設その他の物件を検査(大気中に排出される排出ガス中のダイオキシン類の濃度等の測定を含む。)させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

３　第１項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指導又は勧告)

第８条　市長は、この条例の施行に関し必要と認めるときは、事業者又は市民に対して指導又は勧告を行うことができる。

(公表)

第９条　市長は、大気基準適用施設の設置者が次の各号のいずれかに該当するときは、設置者の名称等を公表するものとする。

(1)　第６条の規定による報告義務を怠ったことにより、前条の指導及び勧告を受けたにもかかわらず、これに従わなかったとき。

(2)　第７条第１項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したことにより、前条の指導及び勧告を受けたにもかかわらず、これに従わなかったとき。

２　市長は、大気基準適用施設が次の各号のいずれかに該当するときは、施設の設置者の名称等を公表することができる。

(1)　大気基準適用施設が、第６条の規定による測定結果において大気排出基準を超えたため、市長が施設の設置者に対して前条の指導及び勧告を行ったにもかかわらず、当該指導及び勧告を行った後に設置者等が実施する当該施設に係る測定の結果において依然として大気排出基準を超えるとき。

(2)　大気基準適用施設が、第７条第１項の規定による測定結果において大気排出基準を超えたため、市長が施設の設置者に対して前条の指導及び勧告を行ったにもかかわらず、当該指導及び勧告を行った後に設置者等が実施する当該施設に係る測定の結果において依然として大気排出基準を超えるとき。

(きれいな空気巡視員)

第 10 条　市長は、社会的信望があり、かつ、ダイオキシン類の排出抑制対策に熱意を有する者のうちから、きれいな空気巡視員を委嘱することができる。

２　きれいな空気巡視員は、規則で定める区域を巡視するものとする。

３　きれいな空気巡視員は、大気の汚染又は悪臭の発生により生活環境を損なうような焼却を発見したときは、速やかに市長に報告するものとする。

(委任)

第 11 条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、平成 17 年 10 月１日から施行する。

○熊谷市ホタルの保護に関する条例

平成 18 年 12 月 27 日
条例第 180 号

(目的)

第１条　この条例は、清らかな水環境の指標の一つであるホタルが市民等に潤いを与えるかけがえのない資産であることにかんがみ、市民等と市が一体となってホタルの保護を図ることにより、河川の浄化等自然環境の保全及び環境保全意識の向上に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第２条　市は、ホタルが生息できる水環境の保全等を図るため必要な施策を講ずるとともに、市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者及び事業者（以下「市民等」という。）に対し、水質汚濁の防止等ホタルの保護に関する普及啓発を行うものとする。

(市民等の責務)

第３条　市民等は、河川、水路等（以下「河川等」という。）の水質を汚濁する行為その他のホタルの生息に影響を及ぼす行為をしないように努めるとともに、市が実施するホタルの保護に関する施策に協力するものとする。

(河川等の管理者の責務)

第４条　河川等の管理者は、ホタルの生息に影響を及ぼすおそれのある施策の策定及び実施にあたっては、ホタルの保護に配慮するものとする。

(保護重点区域の指定等)

第５条　市長は、この条例の目的を達成するため、特に必要と認める区域を、規則で定めるところによりホタルの保護重点区域（以下「重点区域」という。）として指定することができる。

２　市長は、規則で定めるところにより、前項の規定による指定を変更し、又は解除することができる。

３　第１項の規定による指定及び前項の規定による変更又は解除は、その区域を告示することにより行うものとする。

(捕獲の禁止)

第６条　市民等は、重点区域内においては、ホタルを捕獲してはならない。ただし、市長が次の各号のいずれかに該当するものとして捕獲を許可したときは、この限りでない。

(1)　研究又は調査をする必要があるとき

(2)　教材として使用する必要があるとき

(3)　その他市長が特に必要と認めるとき

(行為の禁止)

第７条　市民等は、重点区域内においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。

(1)　カワニナその他規則で定めるホタルの餌となる貝類（第９条第２号において「カワニナ等」という。）の採取

(2)　ホタルの幼虫が上陸する期間（4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間をいう。）の草焼き又は除草剤の散布

(3)　前２号に掲げるもののほか、ホタルの生息の妨げとなる行為

(委任)

第８条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(過料)

第９条　次の各号のいずれかに該当する者は、５万円以下の過料に処する。

(1)　第６条の規定に違反してホタルの捕獲をした者

(2)　第７条第１号の規定に違反してカワニナ等の採取をした者

附　則

(施行期日)

1　この条例は、平成 19 年 2 月 13 日（以下「施行日」という。）から施行する。

(準備行為)

2　第５条第１項の規定による指定及びこれに関して必要な手続その他の行為は、施行日前においても、行うことができる。

(経過措置)

3　施行日の前日までに、編入前の江南町ホタルの保護に関する条例(平成 10 年江南町条例第 25 号)の規定によりなされた採取の許可で、この条例の施行の際現に効力を有するものは、施行日以後においては、この条例の規定による重点区域に係るものに限り、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附　則（平成 29 年 3 月 24 日条例第 12 号）

この条例は、平成 29 年 5 月 1 日から施行する。

○熊谷市廃棄物焼却施設の設置等に係る紛争の予防及び調整に関する条例

平成 17 年 10 月 1 日
条例第 166 号

(目的)

第 1 条　この条例は、平成 10 年度に環境庁が実施したダイオキシン類緊急全国一斉調査の結果を踏まえ、市民の健康不安を解消するため、廃棄物焼却施設の設置等に関し事業計画書等の縦覧の手続等を定めることにより、市民及び事業者の相互理解並びに紛争の予防及び調整を図り、もって環境の保全に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条　この条例において、「廃棄物焼却施設」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。)第 2 条第 4 項に規定する産業廃棄物又は同条第 5 項に規定する特別管理産業廃棄物を焼却する施設をいう。

2　この条例において、「廃棄物焼却施設の設置等」とは、次に掲げるいずれかの行為をいう。

(1)　法第 14 条第 6 項又は第 14 条の 4 第 6 項の規定による許可を受けようとする者が行う廃棄物焼却施設の新たな設置

(2)　法第 14 条の 2 第 1 項又は第 14 条の 5 第 1 項の規定による変更許可を受けようとする者が行う廃棄物焼却施設に係る事業範囲の変更

(3)　法第 15 条第 1 項の規定による許可を受けようとする者が行う廃棄物焼却施設の新たな設置

(4)　法第 15 条の 2 の 5 第 1 項の規定による変更許可を受けようとする者が行う廃棄物焼却施設の処理能力、構造等の変更

3　この条例において、「事業者」とは、廃棄物焼却施設の設置等を行おうとする者をいう。

4　この条例において、「関係地域」とは、廃棄物焼却施設の設置等に伴い、環境の保全上の支障が生ずるおそれがある地域として、第 6 条第 1 項の規定により市長が定める地域をいう。

5　この条例において「関係市民」とは、関係地域内に住所を有する者その他規則で定める者をいう。

6　この条例において、「紛争」とは、廃棄物焼却施設の設置等に伴い、関係地域に生ずるおそれのある環境の保全上の支障に関して、関係市民と事業者との間で生ずる争いをいう。

(市の責務)

第３条　市は、事業者に廃棄物焼却施設の設置等を関係地域の環境の保全に配慮して行うよう指導するとともに、関係市民が廃棄物焼却施設の設置等に関し理解が得られるよう努めなければならない。

2　市は、紛争の予防に努めるとともに、紛争が生じたときは、迅速かつ適正に調整を図るよう努めなければならない。

(事業者及び関係市民の責務)

第４条　事業者は、廃棄物焼却施設の設置等にあたっては、関係地域の環境の保全に十分配慮するとともに、関係市民との良好な関係を保ち、紛争を未然に防止するよう努めなければならない。

2　事業者及び関係市民は、相互の立場を尊重し、紛争が生じたときは、自主的に解決するよう努めるとともに、紛争の予防及び調整に関して市が行う施策に協力するよう努めなければならない。

(事業計画書及び環境保全対策書の提出)

第５条　事業者は、廃棄物焼却施設の設置等を行おうとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、廃棄物焼却施設の設置等に係る計画(以下「事業計画」という。)について、次に掲げる事項を記載した計画書(以下「事業計画書」という。)を市長に提出しなければならない。

(1)　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2)　事務所及び事業場の所在地

(3)　廃棄物焼却施設の設置の場所

(4)　廃棄物焼却施設の種類

(5)　廃棄物焼却施設において処理する廃棄物の種類

(6)　廃棄物焼却施設の処理能力

(7)　廃棄物焼却施設の位置、構造等の設置に関する計画

(8)　廃棄物焼却施設の維持管理に関する計画

(9)　廃棄物焼却施設における災害の発生を防止するための計画

(10)　前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2　事業計画書には、規則で定めるところにより、当該廃棄物焼却施設の設置等による環境への影響並びに事業者が実施しようとしている対策及びその効果を記載した対策書(以下「環境保全対策書」という。)を添付しなければならない。

(関係地域の設定)

第６条　市長は、事業計画書及び環境保全対策書(以下「事業計画書等」という。)の提出があったときは、熊谷市廃棄物焼却施設設置審査委員会に諮問して、関係地域の設定をしなければならない。

2　市長は、前項の規定により関係地域の設定をしたときは、速やかに、規則で定めるところにより、事業者にその旨を通知するものとする。

(告示及び縦覧)

第７条　市長は、前条第２項の規定により通知をしたときは、速やかに、規則で定めるところにより、関係地域、縦覧場所その他規則で定める事項を告示し、事業計画書等を当該告示の日から 30 日間市民の縦覧に供しなければならない。

(周知計画書の提出)

第８条　事業者は、第６条第２項の規定による通知を受けたときは、関係市民を対象とした事業計画書等についての説明会(以下「説明会」という。)の開催に関する事項その他の規則で定める事項を記載した周知についての計画書(以下「周知計画書」という。)を市長に提出しなければならない。

(説明会の開催等)

第９条　事業者は、正当な理由があるときを除き、第７条に規定する縦覧期間内に、規則で定めるところにより、関係地域内において、周知計画書に定めた説明会を開催しなければならない。この場合において、関係地域内に説明会を開催する適当な場所がないときは、関係地域以外の場所において開催することができる。

2　市長は、事業者が正当な理由がなく周知計画書に定めた説明会を開催しないときは、当該事業者に対し、期限を付して、当該説明会を開催するよう求めるものとする。

3　事業者は、第１項の説明会を開催するほか、関係市民に対し、事業計画書等の概要を記載した書類の配付等を行うことにより、事業計画書等の周知に努めなければならない。

4　事業者は、周知計画書に基づき関係市民に対し事業計画書等の周知を完了したときは、速やかに、その実施状況について、規則で定めるところにより、報告書を市長に提出しなければならない。

(関係市民の意見書の提出)

第 10 条　事業計画書等について意見を有する関係市民は、第７条に規定する告示の日から、縦覧期間満了の日の翌日から起算して２週間を経過する日(同条に規定する縦覧期間満了の日までに説明会が終了しない場合にあっては、当該説明会が終了した日の翌日から起算して２週間を経過する日)までに、規則で定めるところにより、市長に意見書を提出することができる。

2　市長は、前項の意見書の提出があったときは、速やかに、その写し又は意見の要旨を記載した書類(以下「意見書等」という。)を事業者に送付するものとする。

(見解書の提出)

第 11 条　事業者は、意見書等の送付を受けたときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、意見書等に対する見解を記載した書面(以下「見解書」という。)を作成し、市長に提出しなければならない。

2　事業者は、正当な理由があるときを除き、前項の規定による見解書の提出後、関係市民に対し、規則で定めるところにより、見解書について周知を図らなければならない。

3　事業者は、前項の規定により、関係市民に対し見解書について周知を完了したときは、速やかに、その実施状況について、規則で定めるところにより、報告書を市長に提出しなければならない。

(意見の調整)

第 12 条　市長は、意見書及び見解書に十分配慮し、関係地域の環境の保全上の見地から必要があると認めるときは、関係市民と事業者との間の意見の調整を行うことができる。

2　市長は、前項の意見の調整を行うときは、必要に応じて、熊谷市廃棄物焼却施設設置審査委員会に諮問するものとする。

(環境保全協定の締結)

第 13 条　関係市民及び事業者は、廃棄物焼却施設の設置等に関し合意に達したときは、関係地域の環境の保全上必要な事項を内容とする協定を締結することができる。

2　市長は、必要があると認めるときは、前項に規定する協定の内容について助言を行うことができる。

(事業計画書等の変更の届出等)

第 14 条　事業計画書等又は周知計画書を市長に提出した事業者は、当該事業計画書等又は周知計画書の内容を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2　第５条から前条までの規定は事業計画書等の内容の変更(規則で定める変更を除く。)について、第８条から第 11 条までの規定は周知計画書の内容の変更(規則で定める変更を除く。)について準用する。この場合において、第６条第１項中「熊谷市廃棄物焼却施設設置審査会に諮問して、関係地域の設定をしなければならない」とあるのは、「必要に応じて、熊谷市廃棄物焼却施設設置審査委員会に諮問して、関係地域の設定をするものとする」と読み替えるものとする。

(事業計画の廃止の届出等)

第 15 条　事業計画書等を提出した事業者は、当該事業計画を廃止しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2　前項の規定による届出を行った事業者は、遅滞なく、当該事業計画を廃止した旨を関係市民に周知しなければならない。

(あっせん)

第 16 条　事業者又は関係市民は、紛争が生じたときは、規則で定めるところにより、市長にあっせんの申請をすることができる。

2　市長は、前項の申請があった場合は、この条例に規定する手続を誠実に遵守していない者からの申請であるときその他市があっせんを行うことが適当でないと認めるときを除き、あっせんを行うものとする。

3　市長は、前項の規定によりあっせんを行うことを決定したときは、規則で定めるところにより、その旨を当事者に通知するものとする。

4　市長は、第 2 項の規定によるあっせんを行う場合は、交渉の場の設定、交渉の場につかせるための調整、あっせん案の提示等を行うことができる。

5　前項の場合において、市長は、必要に応じて、熊谷市廃棄物焼却施設設置審査委員会に諮問するものとする。

(あっせんの打切り)

第 17 条　市長は、前条第 2 項のあっせんを行ったにもかかわらず、紛争の解決の見込みがないと認めるときは、当該あっせんを打ち切ることができる。

2　市長は、前項の規定によりあっせんを打ち切ったときは、規則で定めるところにより、その旨を当事者に通知するものとする。

(報告の徴収)

第 18 条　市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、必要な事項についての報告を求めることができる。

(勧告及び公表)

第 19 条　市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、規則で定めるところにより、当該事業者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

(1)　第 5 条第 1 項の規定による事業計画書の提出若しくは同条第 2 項の規定による環境保全対策書の提出を行わず、又は虚偽の事業計画書若しくは環境保全対策書の提出を行ったとき。

(2)　第 9 条第 2 項の規定により市長が開催するよう求めた説明会を正当な理由がなく開催しないとき。

(3)　第 11 条第 1 項の規定による見解書の提出を正当な理由がなく行わないとき。

(4)　前 3 号に掲げるもののほか、この条例に規定する手続の全部若しくは一部を正当な理由がなく行わず、又は不正若しくは不誠実な方法でこれを行ったとき。

2　市長は、前項の規定により勧告を行った場合において、当該勧告を受けた事業者が当該勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、当該勧告を受けた事業者の氏名又は名称、勧告に従わない旨その他規則で定める事項を公表することができる。

3　市長は、前項の規定により事業者の氏名又は名称等を公表しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該事業者に意見を述べる機会を与えるものとする。

(熊谷市廃棄物焼却施設設置審査委員会)

第 20 条　第 6 条第 1 項(第 14 条第 2 項において準用する場合を含む。)、第 12 条第 2 項及び第 16 条第 5 項の規定による市長の諮問に応じ、必要な事項について調査審議するため、熊谷市廃棄物焼却施設設置審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2　委員会は、委員 5 人以内で組織し、廃棄物処理又は法律に関し専門知識を有する者のうちから、市長が委嘱する。

3　委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

5　委員会の会議は、公開しないものとする。

(委任)

第 21 条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

(施行期日)

1　この条例は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2　この条例の施行の日の前日までに、合併前の熊谷市廃棄物焼却施設の設置等に係る紛争の予防及び調整に関する条例(平成 16 年熊谷市条例第 17 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

○熊谷市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例

令和４年 12 月 21 日
条例第 36 号

（目的）

第１条　この条例は、太陽光発電設備の適正な設置、維持管理等に関して必要な事項を定めることにより、災害の発生を防止するとともに、良好な環境及び景観の保全に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　太陽光発電設備　再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）第２条第２項に規定する再生可能エネルギー発電設備であって、同条第３項第１号に規定する太陽光をエネルギー源とするものをいう。

（２）　太陽光発電事業　太陽光発電設備を設置し、その設備を維持管理して発電する事業（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第２条第１号に規定する建築物の屋根又は屋上に太陽光発電設備を設置するものを除く。）で、発電出力の合計が 10 キロワット以上のもの（同一又は共同の関係にあると認められる者が、同時期若しくは近接した時期又は近接した場所に設置する太陽光発電設備の発電出力の合計が 10 キロワット以上となる場合を含む。）をいう。

（３）　事業区域　太陽光発電事業の用に供する土地の区域をいう。

（４）　事業者　太陽光発電事業を行う者をいう。

（５）　土地所有者等　事業区域内に存する土地の所有者、占有者又は管理者をいう。

（６）　生活環境等　生活環境、景観、自然環境及び生態系をいう。

（７）　地域住民等　次に掲げる者をいう。

ア　規則で定める範囲内に居住する者

イ　規則で定める範囲内に存する土地又は建築物の所有者、占有者又は管理者

ウ　事業区域が存する自治会（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の２第１項に規定する地縁による団体をいう。）及び太陽光発電事業により一定の影響を受けると認められる団体（以下「自治会等」という。）

エ　太陽光発電事業により一定の影響を受ける者として規則で定めるもの

（８）　設置工事　太陽光発電設備の設置に係る工事（当該設備を設置するために行う竹木

の伐採、土地の造成等による区画形質の変更を含む。）をいう。

（市の責務）

第３条　市は、第１条の目的を達成するため、この条例の適正かつ円滑な運用を図るよう必要な措置を講ずるものとする。

（事業者の責務）

第４条　事業者は、太陽光発電事業の実施に当たり、関係法令及びこの条例等を遵守し、災害の発生を防止するとともに、生活環境等の保全に十分配慮するものとし、地域住民等との良好な関係を保持するよう努めなければならない。

（土地所有者等の責務）

第５条　土地所有者等は、第１条の目的を達成するため、事業区域を適正に管理しなければならない。

（市民の責務）

第６条　市民は、第１条の目的を達成するため、市の施策及びこの条例で定める手続の実施について協力するよう努めなければならない。

（抑制区域）

第７条　市長は、太陽光発電事業の実施について、特に配慮が必要と認められる区域を抑制区域として指定し、事業者に対し事業区域に含めないよう求めることができる。

２　前項の抑制区域は、規則で定めるものとする。

（事業計画標識の設置）

第８条　事業者は、地域住民等に太陽光発電事業の計画（以下「事業計画」という。）の周知を図るため、次条に規定する事前協議を行う日の 30 日以上前から第 15 条第２項の規定による通知を受ける日まで、事業区域内の道路に面した公衆の見やすい場所に、規則で定めるところにより、標識を設置しなければならない。

２　事業者は、前項の標識の内容に変更が生じたときは、速やかに変更後の標識を設置しなければならない。

３　事業者は、第１項の規定により標識を設置したとき、又は前項の規定により標識の内容を変更したときは、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

（事前協議等）

第９条　事業者は、第 13 条第１項の規定による届出をしようとするときは、当該届出を行う日の 60 日前までに、規則で定めるところにより、事業計画について市長と協議しなければならない。

２　市長は、前項の規定による協議があったときは、事業者に対し、必要な指導又は助言

をすることができる。

３　事業者は、市長が必要と認めるときは、規則で定めるところにより、第 13 条第１項の規定による届出までに、当該事業に関する協定を市長と締結しなければならない。

（地域住民等への説明会の開催）

第 10 条　事業者は、第８条第１項の規定による標識の設置後、当該事業区域の地域住民等に対して事業計画を周知するため、規則で定めるところにより、速やかに説明会を開催しなければならない。

２　事業者は、前項の規定により説明会を開催するときは、開催日時及び場所を、説明会を開催する日の 30 日前までに、市長に報告しなければならない。

３　事業者は、第１項の規定により説明会を開催したときは、規則で定めるところにより、市長に報告しなければならない。

４　第１項から前項までの規定は、第 13 条第３項の規定による説明会の開催について準用する。

（意見の申出）

第 11 条　地域住民等は、前条第１項及び第 13 条第３項の規定による説明会を開催した事業者に対し、事業計画について意見を申し出ることができる。

２　事業者は、前項の規定による意見の申出があったときは、規則で定めるところにより、その内容を速やかに市長に報告しなければならない。

（地域住民等との協議等）

第 12 条　事業者は、前条第１項の規定による意見の申出があったときは、当該申出をした地域住民等と協議をしなければならない。

２　事業者は、前項の規定により協議を行ったときは、規則で定めるところにより、その結果を速やかに市長に報告しなければならない。

３　自治会等は、災害の防止又は生活環境等の保全を図るため、必要に応じ、事業者に協定の締結を求めることができる。

（事業計画の届出）

第 13 条　事業者は、太陽光発電事業を行おうとするときは、設置工事に着手する日の 30 日前までに、規則で定めるところにより、事業計画を市長に届け出なければならない。

２　前項の規定により事業計画を届け出た事業者は、当該事業計画を変更（規則で定める軽微な変更を除く。）しようとするときは、規則で定めるところにより、変更後の事業計画を速やかに市長に届け出なければならない。

３　前項の規定による変更の届出をした事業者は、説明会の開催により、地域住民等にそ

の変更事項を周知しなければならない。

４　市長は、届出のあった事業計画が他の市町村の区域の生活環境等に影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、関係する市町村長及び行政機関の長に対し、その旨を通知し、意見を求めることができる。

（適正な設置）

第 14 条　事業者は、太陽光発電設備について規則で定めるところにより適正な設置をしなければならない。

（工事完了の届出）

第 15 条　第 13 条第１項又は第２項の規定による届出をした事業者は、当該届出に係る設置工事が完了したときは、規則で定めるところにより、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。当該設置工事を中止したときも、同様とする。

２　市長は、前項の規定による完了の届出があったときは、速やかに届出の内容に適合しているかどうかについて検査し、適合していると認めたときは、規則で定めるところにより、その旨を事業者に通知するものとする。

（廃止の届出）

第 16 条　事業者は、太陽光発電事業を廃止しようとするときは、廃止しようとする日の 30 日前までに規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

２　事業者は、前項の規定による届出をしたときは、太陽光発電設備の解体、撤去、廃棄その他必要な措置を速やかに講じなければならない。

３　事業者は、前項の規定による措置が完了したときは、その完了の日から起算して 30 日以内に規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

（地位の承継）

第 17 条　事業者から太陽光発電事業を譲り受けた者は、当該事業者の地位を承継するものとする。

２　前項の規定により地位を承継した者は、規則で定めるところにより、承継した日から起算して 10 日以内に市長に届け出なければならない。

（事業者が所在不明になった場合等）

第 18 条　事業者が所在不明となった場合又はその組織を解散した場合においては、当該土地所有者等が事業者と異なるものである場合に限り、当該土地所有者等を事業者とみなして、第 16 条、次条及び第 21 条から第 25 条までの規定を適用する。

（適正な維持管理）

第 19 条　事業者は、事業計画に従い、規則で定めるところにより、適正な維持管理をしな

ければならない。

（標識の設置）

第 20 条　事業者は、設置工事に着手する日から太陽光発電設備を撤去する日まで、事業区域内の道路に面した公衆の見やすい場所に、規則で定めるところにより、標識を設置しなければならない。

２　事業者は、前項の標識の内容に変更が生じたときは、速やかに変更後の標識を設置しなければならない。

３　事業者は、第１項の規定により標識を設置したとき、又は前項の規定により標識の内容を変更したときは、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

（報告の徴収）

第 21 条　市長は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、事業者に対し、太陽光発電事業に関する報告又は資料の提出を求めることができる。

（立入調査等）

第 22 条　市長は、この条例の施行に関し必要な限度において、当該職員に、事業者の事務所、事業所又は事業区域に立ち入り、必要な調査をさせ、又は関係者に質問させることができる。

２　前項の規定による立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

３　第１項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（指導、助言及び勧告等）

第 23 条　市長は、必要があると認めるときは、事業者に対し必要な措置を講ずるよう指導及び助言を行うことができる。

２　市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、相当な期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

（１）　第８条第１項又は第２項の規定による標識を設置せず、又は虚偽の設置をしたとき、及び同条第３項の規定による届出を行わず、又は虚偽の届出を行ったとき。

（２）　第９条第３項及び第 12 条第３項の規定による協定を遵守しなかったとき。

（３）　第９条第３項の規定による協定の締結前に、設置工事に着手したとき。

（４）　第 10 条第１項及び第 13 条第３項の規定による説明会を開催しなかったとき。

（５）　第 13 条第１項又は第２項及び第 15 条第１項の規定による届出を行わず、又は虚偽の届出を行ったとき。

（６）　第 16 条第１項又は第３項及び第 17 条第２項の規定による届出を行わず、又は虚偽の届出を行ったとき。

（７）　第 16 条第２項の規定による措置を講じなかったとき。

（８）　第 19 条の規定による適正な維持管理を怠り、事業区域外に被害を与えたとき、又は被害を与えるおそれがあるとき。

（９）　第 20 条第１項又は第２項の規定による標識を設置せず、又は虚偽の設置をしたとき、及び同条第３項の規定による届出を行わず、又は虚偽の届出を行ったとき。

(10)　第 21 条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

(11)　前条第１項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

(12)　前項の指導に正当な理由なく従わなかったとき。

３　第１項に規定する指導又は前項に規定する勧告を受けた事業者は、規則で定めるところにより、その措置の状況を市長に報告しなければならない。

（公表）

第 24 条　市長は、前条第２項の規定による勧告を受けた事業者が、正当な理由なく勧告に従わない場合は、規則で定めるところにより、当該事業者の氏名（法人にあっては、名称）及び住所並びに当該勧告の内容を公表することができる。

２　市長は、前項の規定による公表を行う場合は、規則で定めるところにより、あらかじめ公表の対象となる事業者に対してその理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

（国及び県への報告）

第 25 条　市長は、前条の規定による公表を行った場合は、その事実及び内容を国及び県へ報告することができる。

（委任）

第 26 条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和５年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の際現に太陽光発電設備を設置している事業者又は設置工事に着手している事業者については、第７条から第 15 条まで、第 20 条並びに第 23 条第２項第１号か

ら第５号まで及び第９号の規定は、適用しない。

３　この条例の施行の日から 30 日を経過する日までの間に、設置工事に着手しようとする事業者に係るこの条例の適用については、第 13 条第１項中「設置工事に着手する日の 30 日前までに」とあるのは「速やかに」とする。